

『**精**精神科通院医療費受給券』等の送付について

令和6年8月1日からお使いいただく『**精**精神科通院医療費受給券』等をお送りいたします。

受給券（表）

受給券（裏）

滋賀県内のみ有効	
精神科通院医療費受給券	
助成 番号	受給者 番号
受給 地	
氏名	
生年月日	
有効 期間	から まで
発行機 関の長 及び印	滋賀県 大津市長 見本
交 付 年月日	
法による精神科通院医療費公費負担制度が適用される医療費の自己負担相当分を助成します。	
大津市健康保険部保険年金課 電話 (077) 528-2653	

注 意 事 項	
1 この券は、精神障害者通院医療費公費負担の患者等に交付されている医療機関等で、精神障害の通院医療を受けたときに限り、医療費の自己負担分を公費負担されるための券ですから、大切に保持してください。	
2 当該医療機関等で受診するときは、被保険者証又は組合員証に必ずこの券を添えて提示してください。	
3 この券の記載事項に変更が生じたときは、速やかに市長へ届け出るとともに、受診中の医療機関等にも届け出てください。	
4 この券を破損し、汚損し、又は亡失したときは、市長から再交付を受けてください。	
5 市外に転出するなど、受給者（助成対象者）の資格がなくなったときは、この券を速やかに市長に返してください。	
6 この券は、他人に譲り渡すことはできません。	
精神科通院医療費助成番号	
県事業	70 精神障害者（児）
市町事業	71 精神障害者（児）
両方紙を使用しています	

○受給券の取扱について

受給券裏面の注意事項をご確認ください。

※県外受診の場合は、受給券は使用できません。一旦、自立支援医療費の自己負担分をお支払ください。申請により、後日払い戻しをいたします。

○このようなときは保険年金課または最寄りの支所までご連絡・お届けください。

- ご加入の健康保険が変わったとき（社会保険から社会保険への変更の方のみ）
- 生活保護を受けることになったとき
- 障害の等級が変わられたとき
- 税の修正申告をされたとき
- 大津市外に転出されたとき

○その他注意

精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証（精神通院医療）の有効期間を過ぎると『**精**精神科通院医療費受給券』等は使用できません。有効期間にご注意いただき、更新が必要な場合はお手続きをとっていただきますようお願いいたします。

精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証の更新等に関する問い合わせ先

⇒大津市役所福祉部障害福祉課（TEL 077-528-2745）

※その他利用方法、県外で受診したとき等のお手続きなどの詳細は、大津市役所健康保険部保険年金課ホームページに記載しております。右記のコードをお読み取りいただくことでホームページにアクセスできます。

ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。



【お問い合わせ先】大津市役所 保険年金課 医療助成係 〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL 077-528-2653（直通）/FAX 077-525-8887